

注 意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 5 2欄の「ア 求職活動をした」に○印を付けた人は、（1）の（ア）～（エ）により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、（イ）～（エ）の職業紹介事業者、派遣元事業主、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号を併せて記載すること。
また、（2）には、（1）の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載し、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 6 3欄の「イ 応じられない」に○印を付けた人は、下記の（ア）～（オ）の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
 - （ア） 病気やけがなど健康上の理由
 - （イ） 個人的又は家庭的事情のため（例えば、家事の都合のため）
 - （ウ） 就職したため又は就職予定があるため
 - （エ） 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
 - （オ） その他なお、（オ）を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（ ）内に具体的に記載すること。

- 7 高年齢受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。